

第1章 計画の枠組み

第1章 計画の枠組み

計画の枠組み

1 策定の趣旨

本市では、平成7（1995）年に「平等・創造・平和」を基本理念とする「水戸市女性行動計画」を策定し、女性問題の解決に向けた様々な施策に取り組んできました。平成8（1996）年には男女がともにわかちあい、ともに作る社会の実現に向け、「男女共同参画都市」を議会の議決を経て宣言し、平成13（2001）年3月には、議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が全会一致で可決され、同年9月に施行されました。

このような状況を踏まえ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現のため、新たに「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、平成13年に制定された「水戸市男女平等参画基本条例」第9条に規定する「男女平等参画の推進のための基本計画」として策定するものです。
- (2) この計画は、市民、事業者及び学識経験者で構成される「水戸市男女平等参画推進委員会」に諮問し、市報、インターネット、市民の意見を聴く会などで広く市民の意見を求めながら作成した市民参加による計画です。
- (3) この計画は、「水戸市女性行動計画」の成果を踏まえ、各種計画との整合性を図りながら、男女平等参画社会の実現に向けた水戸市の基本的な考え方とその施策を示すものです。
- (4) この計画は、男女平等参画社会の実現に向けた課題を解決するための直接的施策にとどまらず、間接的に関係がある施策も含めた計画とします。

3 計画の期間

この計画は、平成16年度から平成26年度までの11年間を計画期間として、取り組むべき施策の体系を整理します。

4 計画の構成

この計画は、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

市民と行政が男女平等参画社会を実現するための理念と方向を示します。

(2) 基本計画

基本構想に基づいて、基本目標を掲げ、それぞれの課題ごとに、市で取り組む施策のあり方を示します。



5 計画の推進

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理を適切に行うため、毎年、市において施策の実施状況の調査を行います。また、水戸市男女平等参画推進委員会において施策の実施状況をチェックするとともに、市議会に報告し、市民に公表することにより、行政と市民が一体となって計画の進行管理にあたります。

(2) 計画の見直し

この計画は、今後の社会経済情勢の変化などに伴い、必要に応じて、見直しを行います。

